

阿南市グリーン調達基本方針

1 趣旨

地球温暖化問題や廃棄物問題に代表される今日の環境問題は、その原因が大量生産、大量消費、大量廃棄を前提とした生産と消費の構造に根ざしており、その解決には、経済社会のあり方そのものを環境負荷の少ない持続的発展が可能なものに変革していくことが不可欠である。

解決策の一つとして、物品や役務を調達する際に、環境への負荷の少ない原材料、部品、製品及び役務（以下、「環境物品等」という。）を優先的に調達する取組（以下、「グリーン調達」という。）が注目され、平成13年4月に「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（以下、「グリーン購入法」という。）」が施行された。

グリーン購入法において、地方公共団体等は、環境物品等の調達目標値等を設定した調達方針を年度ごとに策定し、その方針に基づきグリーン購入を推進することが努力義務として規定されている。

本市では、令和3年8月30日に県下の自治体で初めてとなる「ゼロカーボンシティ宣言」を行い、脱炭素社会の実現と持続的発展が可能な社会の構築を目指している。

また、令和4年4月に施行した「改正地球温暖化対策推進法」（平成10年法律第117号）第21条第4項の規定に基づく「地方公共団体実行計画」として、令和5年5月に改定した「阿南市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を踏まえ、同月に、市の事務事業に係る行動計画である「阿南市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を改定した。

同計画では、市の事務事業における温室効果ガス排出量を、令和12年度までに平成25年度比で50%以上削減する目標を掲げるとともに、その達成に向けた取組の一つとして「グリーン購入・グリーン契約等の推進」を掲げ、国の定める「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に基づき、定量的環境情報の示された製品について、優先的に調達するよう努め、環境に配慮した製品・サービスのニーズの拡大を促していくこととしている。

こうした背景を踏まえ、脱炭素社会の実現に向けて、本市におけるグリーン調達の一層の推進を図り、環境負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築に貢献することを目的として、「阿南市グリーン調達基本方針」（以下「本方針」という。）を定めるものである。

2 対象範囲

市の全ての組織を対象とする。

3 対象品目

消耗品及び備品（以下「物品等」という。）とし、対象品目及び判断基準は、別冊「グリーン調達推進ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）において示す。

4 基本的考え方

物品等の調達に当たっての基本的考え方は、次のとおりとする。

なお、安全面や製品の強度等のやむを得ない理由により、判断基準を満たす対象品目を選定することが困難な場合においては、本方針の趣旨を踏まえ、できる限り環境負荷の低減に資する物品等を調達するよう努めるものとする。

(1) 物品等の必要性について

物品等を調達する際は、その必要性を十分に検討して、必要なものを必要な量だけ調達すること。

(2) 物品等の選択について

ア 環境や人の健康に被害を及ぼすような物質の使用及び放出が削減されていること。

イ 資源やエネルギーの消費が少ないこと。

ウ 資源を持続可能な方法で採取し、有効利用していること。

エ 長期使用、再使用、有効なりサイクルができること。

オ 再生された素材や再生使用された部品を利用していること。

カ 廃棄されるときに処理や処分が容易なこと。

(3) 物品等の使用について

ア 適切な管理を行い、使用すること。

イ 省資源・省エネルギーのもと、有効利用に努めること。

4 グリーン調達の推進方法

(1) 年度ごとの調達目標等の設定

当該年度に調達を推進する対象範囲、対象品目、判断基準、調達目標等（以下「調達目標等」という。）は、前年度の調達実績等を勘案し、阿南市地球温暖化対策推進会議（以下「推進会議」という。）において定めるものとする。

(2) グリーン調達の実施

ア 物品等の調達方法

対象品目の物品等を調達しようする際は、年度ごとに設定された調達目標等判断基準を購入条件に明示するとともに、国が実施する「グリー

ン購入法特定調達物品情報提供システム」をはじめ、事業者が作成するカタログ等により確認するなどの方法を通じ、原則として判断基準に適合するものを選択する。

【グリーン購入ネットワーク エコ商品ねっと】

<https://www.gpn.jp/>

【公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局】

<https://www.ecomark.jp/>

イ 障がい者就労施設等からの物品等の調達

「阿南市障がい者就労施設等からの物品等調達方針」の趣旨を踏まえ、障がい者就労施設等から物品等の調達に配慮するよう努めるものとする。

6 推進体制及び調達実績の把握・公表

(1) 推進体制

本方針の推進に当たっては、推進会議において進捗管理を行うものとし、環境保全課は、その事務局として、本方針を円滑に実施するため、関係部局及び物品等販売事業者と連携し、必要な情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

また、各所属においては、出先機関も含め、本方針の趣旨等について周知し、グリーン調達に努めることとする。

(2) 調達実績の把握・公表

各所属長は、毎年度、グリーン調達の実績を環境保全課に報告するものとする。

環境保全課は、グリーン調達の実績を取りまとめ、推進会議に報告した上で、市ホームページ等を通じて公表するものとする。

7 方針等の見直し等

グリーン調達に関する状況や国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の変更等を踏まえ、必要に応じて本方針の見直しを行うものとする。

8 附則

この方針は、令和6年4月1日から施行する。